

議案第37号

公用車による事故の損害賠償額及び和解について

公用車による事故の損害賠償額及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 事故発生日時 令和2年3月16日（月）午後3時58分
- 2 事故発生場所 かすみがうら市深谷3467付近交差点
- 3 相手方 (住所) [REDACTED]
(名称) [REDACTED]
[REDACTED]
- 4 事故の概要 深谷地内の市道から国道354号線に左折進出する際、一時停止線で完全には止まらなかったため、市道へ右折進入してきた相手車と接触した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 70%
相手方 30%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 1,616,650円
相手方 93,000円
をそれぞれに支払う。

(3) 損害賠償額を受領後は、その余の請求を放棄するとともに、この額以外に相互に何ら権利・義務関係のないことを確認し、今後裁判上・裁判外を問わず一切の異議の申立て、請求及び訴の提起等をしない。